

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人余市農芸学会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道余市郡余市町に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、主に18歳以上の成人を対象として生活を共にしながら学び合い実践する場をつくり、それぞれの個性を生かしながら自然と共に大地に根ざして生きる暮らしを学ぶ。また自分たちが食べるものや必要なものをできるだけ自給できるコミュニティーを地域と共につくることを目指す。そして、ここに集う人々が大地に根差した生活に密着した芸術・文化を創造することによって、真に豊かで人間的な生き方を見出し、より多くの人を惹きつけ共感を与え、平和で抑圧のない持続可能な社会を作り出して行くことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 成人が生活を共にしながら学ぶことのできる学び舎の設立および運営事業
- (2) 農業その他の生業を習得して地域で自立できる人材担い手の育成事業
- (3) 地域社会へ貢献する芸術文化事業
- (4) 持続可能な社会づくりを目指すための学習および支援事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するための事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 農産物の生産および加工と販売事業
- (2) 受託事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、理事会がみとめたものについては、この限りではない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人以上を代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序により、その職務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任

期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で総会の議決により報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 会費の額

- (8) 会員の除名
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員全員の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（第50条において同じ。） その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (4) 事務局の組織および運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前第2項および次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名または記名押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係わる事業の種類
- (4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を

経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページまたは内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	牧野 時夫
代表理事	中村 雅志
理 事	滝谷 真紀人
理 事	崔 美麗
理 事	西谷 佳子
監 事	大倉 一郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする
 - (1) 正会員 年会費 個人 5000 円 団体 10000 円
 - (2) 賛助会員 年会費 個人一口 1000 円以上、団体一口 5000 円以上

役員名簿

特定非営利活動法人 余市農芸学舎

役職名	氏名	報酬の有無
代表理事	マキノ トキオ 牧野 時夫	無
代表理事	ナカムラ マサシ 中村 雅志	無
理事	タキヤ マキト 滝谷 真紀人	無
理事	ニシヤ ヨシコ 西谷 佳子	無
理事	CHOI MIRYO 崔 美麗	無
監事	オオクラ イチロウ 大倉 一郎	無

特定非営利活動法人 余市農芸学会 設立趣旨書

設立の趣旨

わたしたちは、すべての人が大切な存在であると認識され、個性を発揮してお互いを支え合える、自然の一員として暮らしを営み、大地とつながった生き方に根差した社会をつくりたいと考えています。

今わたしたちが生きている社会は、効率や経済的な利益ばかりが優先され、人間らしく幸せに心豊かに生きることが二の次にされてしまっています。地球資源が浪費され、地球環境は悪化の一途をたどり、危機的状況に直面しています。経済的な豊かさは一部に集中して格差が拡大し、社会の分断と対立が深まっています。

このような社会を、希望のある明るい未来に導くためには、問題意識を持って自ら考え行動する人が増えることが必要だと考えます。そのために、共に暮らすことを通じて、誰もが共に学び、思考し実践できる場を創ります。一人一人が自らの意志で学び、教える者と教わる者という一方的な関係の場ではなく、共に実践しながら対等な関係でのコミュニケーションに基づく「生きた言葉」によって学び合う場です。

この学び合いの場では、かつて大地とつながっていた暮らしがあった頃のように、季節に合わせた農作業を中心に自然の恵みを生かす労働を行います。衣食住といった生きるために必要なことを暮らしと共に学び、みんなが個性を発揮しながら力を合わせて自給的な暮らしを目指します。自然と調和した暮らしを実現することで、健全な心身を養い、持続可能な生活環境をつくることで地球を守ります。

しかし、生きるために労働に専念するだけでは、人間は幸せになれません。生きるために必要な労働としての技を学ぶと同時に、人間が人間らしく幸福に生きるためになくはない芸術や文化について、学んで行きます。特権的な人だけが手に入れられるような芸術ではなく、大地に根ざした暮らしと共にある芸術や文化というものを創造して、すべての人が充実した「生」を実現できる社会を目指して行きたいと思えます。

ここでの体験を経た人たちが、経済活動中心の社会の中に入っても、大きな渦に飲み込まれることなく生活することができ、少しずつでも持続可能で平和な社会に変わって行くことを願っています。これらのことを実現するために、校舎・宿舎・実習畑などを設け、多くの人たちに私たちの目指す生き方を知ってもらうために、NPO法人格が必要と考えました。

この法人は、主に18歳以上の成人を対象として生活を共にしながら学び合い実践する場をつくり、それぞれの個性を生かしながら自然と共に大地に根ざして生きる暮らしを学びます。また自分たちが食べるものや必要なものをできるだけ自給できるコミュニティーを地域と共につくることを目指します。そして、ここに集う人々が大地に根差した生活に密着した芸術・文化を創造することによって、真に豊かで人間的な生き方を見出し、より多くの人を惹きつけ共感を与え、平和で抑圧のない持続可能な社会を作り出して行くことを目的として、設立するものです。

2. 申請に至るまでの経緯

学び舎ができるまでの当面の活動として、農作業や農的暮らしに関わるワークショップ、新しい学び場についての学習や語り合い、音楽会などを行う一日コースを、一般から参加者を募集し、スタッフが講師を務めたり外部講師を招いたりして開催してきた。

- 第1回 2020年6月13日 リンゴの摘果と袋掛け 果樹栽培学講義 講師 牧野時夫
- 第2回 同7月12日 新しい小学校作りの運動に携わって 講師 綿谷千春
+コンポストトイレについて考える
- 第3回 同8月23日 野菜の収穫とバーベキュー、+エネルギー問題について考える
- 第4回 同9月21日 農民芸術学校の理念と構想について +ブドウ収穫体験
- 第5回 同11月3日 ライ麦の藁からのヒンメリ作り 講師 佐藤美紗
- 第6回 2021年3月27日 フォルケホイスコーレ留学報告会 講師 杉山 旬
+豆の脱穀と風選
- 第7回 同5月9日 山菜・野草を探して食べる 講師 牧野時夫
- 第8回 同6月6日 チキントラクター（移動式鶏舎）作り、ブドウの芽掻き講習
- 第9回 同7月4日 アウトドア・クッキング（ダッチオープンでのケーキ作り、
段ボールでの燻製作り） 講師 滝谷真紀人
- 第10回 同8月1日 縄文アイヌの植物食と農業、オオウバユリのデンブン作り
- 第11回 同9月12日 ハーブで体を癒す 講師 飯野静恵
+ジャガイモとトウモロコシの収穫と調理
- 第12回 同10月2~3日 ブドウ大収穫祭、野外コンサート
- 第13回 同11月7日 小果樹類の冬囲い、リース材料集めとリース作り
- 第14回 同12月5日 ホウキモロコシからの箒作り 講師 吉田慎司
+ブドウの剪定と棚降ろし
- 第15回 2022年2月23日 余市農芸学舎 in 札幌 今までの活動の紹介ほか
- 第16回 同4月3日 平和について語り合う
- 第17回 同5月8日 山菜の収穫と調理、アハ豆堀りとアハご飯
- 第18回 同6月5日 ジュニアオーケストラ体験会 講師 助乗慎一
- 第19回 同7月3日 「絵本に秘められた力・輪書和車で多文化共生の道」 講師：崔 美麗
- 第20回 同8月7日 「ライ麦畑と民主主義」 発題とディスカッション +麦刈り体験
- 第21回 同9月4日 余市の縄文遺跡を巡るツアー 講師&案内：浅野敏昭
- 第22回 同10月8~9日 ブドウ大収穫祭、野外コンサート
- 第23回 同11月6日 「野生の蔓で籠やリースを作ろう」 講師 牧野時夫
- 第24回 同12月4日 「アイヌの大地の時代」 講師 平山裕人
- 第25回 2023年3月21日 余市農芸学舎 in 札幌 今後の方針話し合い
オーガニックランチ、物々交換会、絵本よみきかせ、ミニコンサート
- 第26回 同4月23日 「大規模風力発電について考える」 講師：高橋裕子
+ブドウの棚上げ作業 男縛り実習
- 第27回 同5月14日 「山菜と野草を学び楽しむ一日」 山菜の収穫・料理・アハご飯
- 第28回 同6月11日 「余市リンゴと果樹の勇気=有機栽培」 講師：牧野時夫

第29回 同7月9日 「遼星北斗の世界と近代アイヌの苦難の歴史」

後志アイヌの歴史講座 第2回 講師：平山裕人

第30回 同8月13日 「採って食べて学ぶ有機農業～種子について考える」

講師：牧野時夫

第31回 同9月10日 「心身を癒す音楽の世界～ホスピスケアと音楽療法」

講演・演奏：安河内真樹

第32回 同10月7～8日 ブドウ大収穫祭2023 ほうとうヴァイキング&音楽会

第33回 同11月12日 北海道朝鮮学校ドキュメンタリー「ウリハッキョ」上映会

講師：崔 美麗 +ベリー畑の冬支度

NPO 法人設立に向けた総会 2024年3月10日

2024年3月10日

特定非営利活動法人 余市農芸学舎

設立代表者 北海道余市郡余市町登町 1178 番地

牧野 時夫



初年度(2024年度)事業計画書

法人成立の日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 余市農芸学舎

1 事業実施の方針

大地に根ざして生きる暮らしを学び実現するために、成人を対象にした学び舎の設立を目指すと共に、年代を問わず農的生活の啓蒙を行うためにイベントを計画的に実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
成人が生活をともにしながら学ぶことのできる学び舎の設立および運営事業	①事業案内パンフレットの作成・配布	6月	余市町	スタッフ1名 ボランティア数名	道民等 500名	60
	②ホームページの開設	10月	余市町	スタッフ1名	不特定多数	50
	③活動報告(ニュースレター)の作成	9月、3月	余市町	スタッフ2名	道民等 200名	30
	④校舎の計画・学び舎設備の充実(トイレ・井戸等)	通年	余市町	スタッフ4名	道民等 50名	450
	⑤宿舍の計画・仮宿舍の選定	通年	余市町	スタッフ4名	道民等 10名	80
	⑥学生の募集・農業関係学校等への訪問	11月	余市町	スタッフ3名	道民等 10名	50
農業その他の生業を習得して地域で自立できる人材担い手の育成事業	新規就農検討者への農業指導	通年	余市町	スタッフ1名	地域住民 5名	60

地域社会へ貢献する芸術文化事業	余市室内楽協会・北海道農民管弦楽団演奏会への協力	9月、1月	余市町 札幌市	スタッフ3名 ボランティア数名	地域住民 1000名	30
	農芸学会主催コンサート	7月	札幌市	スタッフ3名 ほか	道民等 100名	70
持続可能な社会づくりを目指すための学習および支援事業	農的生活を学び、芸術活動に関わるイベントの実施	毎月1回 日曜日	余市町	スタッフ3名 ボランティア数名	道民等 80名	100
その他この法人の目的を達成するための事業	実施予定なし					0

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
農産物の生産および加工と販売事業	農産物、および加工品の対面販売および通販事業	通年	余市町および近隣市町村	スタッフ1名	170
受託事業	実施予定なし				

翌年度(2025年度)事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 余市農芸学舎

1 事業実施の方針

仮宿舍の選定と、農的生活を旨とする入学者を成人対象に募集すると共に、施設の充実に向けての資金集めを行う。年代を問わないイベント活動に関しても、継続実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 月日	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費 の 予算額 (千円)
成人が生活をともにしながら学ぶことのできる学び舎の設立および運営事業	①事業案内パンフレットの作成・配布	随時	余市町	スタッフ1名 ボランティア数名	道民等 700名	70
	②ホームページの運営	通年	余市町	スタッフ1名	不特定多数	30
	③活動報告(ニュースレター)の作成・配布	年3回	余市町	スタッフ2名	道民等 300名	80
	④校舎の計画・学び舎設備の充実拡充	通年	余市町	スタッフ4名	道民等 80名	1500
	⑤宿舍の計画・設計	通年	余市町	スタッフ4名 外注	道民等 20名	800
	⑥学生の募集・農業関係学校等への訪問	7月- 11月	余市町	スタッフ5名	道民等 10名	100
農業その他の生業を習得して地域で自立できる人材担い手の育成事業	新規就農検討者への農業指導	通年	余市町	スタッフ1名	地域住民、 移住志願者 5名	300

地域社会へ貢献する芸術文化事業	余市室内楽協会・北海道農民管弦楽団演奏会への協力	9月、1月	余市町道内	スタッフ3名 ボランティア数名	地域住民、道民等 200名	60
	農芸学会主催コンサート	7月	札幌市	スタッフ3名 ほか	道民等 200名	300
持続可能な社会づくりを目指すための活動と支援	農的生活を学び、芸術活動に関わるイベントの実施	毎月1回 日曜日	余市町 札幌市	スタッフ3名 ボランティア数名	地域住民、道民等 100名	200
その他この法人の目的を達成するための事業	実施予定なし					

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
農産物の生産および加工と販売事業	農産物、および加工品の対面販売および通販事業	通年	余市および近隣市町村	スタッフ1名ほか アルバイト1名	400
受託事業	実施予定なし				

初年度 活動予算書

法人成立の日から2025年3月31日まで

(特定非営利活動法人 余市農芸学会)

科目	金額 (単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費(65,000×20)	100,000		100,000
賛助会員受取会費(1,000×40)	40,000		40,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		300,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
農業指導事業収益	100,000		100,000
イベント事業収益	350,000		350,000
農産物等販売収益		250,000	250,000
コンサート収益	150,000	0	150,000
その他の事業収益		0	0
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収入	0		0
経常収益計	1,040,000	250,000	1,290,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	35,000	5,000	40,000
法定福利費	0	0	0
人件費計	35,000	5,000	40,000
(2) その他経費			
旅費交通費	80,000	5,000	85,000
通信運搬費	95,000	5,000	100,000
印刷製本費	80,000	5,000	85,000
消耗品費	35,000	5,000	40,000
備品費	400,000	10,000	410,000
仕入費	0	120,000	120,000
光熱水費	15,000	0	15,000
貸借料	150,000	0	150,000
保険料	10,000	5,000	15,000
会議費	15,000	5,000	20,000
雑費	65,000	5,000	70,000
その他経費計	945,000	165,000	1,110,000
事業費計	980,000	170,000	1,150,000
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	10,000		10,000
役員報酬	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	10,000	0	10,000
(2) その他経費			
広告宣伝費	0		0
印刷製本費	30,000		30,000
備品費	50,000		50,000
消耗品費	20,000		20,000
通信運搬費	0		0
旅費交通費	0		0
租税公課	5,000		5,000
地代家賃	0		0
雑費	0		0
その他経費計	105,000	0	105,000
管理費計	115,000	0	115,000
経常費用計	1,095,000	170,000	1,265,000
当期経常増減額	-55,000	80,000	25,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	-55,000	80,000	25,000
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	-55,000	80,000	25,000

2025年度 活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(特定非営利活動法人 余市農芸学会)

科日	金額 (単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費(85,000×40)	200,000		200,000
賛助会員受取会費(1,000×70)	70,000		70,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	900,000		900,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	1,000,000		1,000,000
4 事業収益			
農業指導事業収益	300,000		300,000
イベント事業収益	700,000		700,000
農産物等販売収益		500,000	500,000
コンサート収益	500,000	0	500,000
その他の事業収益		0	0
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収入	0		0
経常収益計	3,670,000	500,000	4,170,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	100,000	15,000	115,000
法定福利費	0	0	0
人件費計	100,000	15,000	115,000
(2) その他経費			
旅費交通費	120,000	10,000	130,000
通信運搬費	170,000	10,000	180,000
印刷製本費	200,000	10,000	210,000
消耗品費	200,000	15,000	215,000
備品費	1,300,000	10,000	1,310,000
仕入費	0	300,000	300,000
光熱水費	70,000	0	70,000
貸借料	1,000,000	0	1,000,000
保険料	30,000	5,000	35,000
会議費	60,000	10,000	70,000
雑費	190,000	15,000	205,000
その他経費計	3,340,000	385,000	3,725,000
事業費計	3,440,000	400,000	3,840,000
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	50,000		50,000
役員報酬	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	50,000	0	50,000
(2) その他経費			
広告宣伝費	10,000		10,000
印刷製本費	50,000		50,000
備品費	50,000		50,000
消耗品費	20,000		20,000
通信運搬費	0		0
旅費交通費	0		0
租税公課	5,000		5,000
地代家賃	100,000		100,000
雑費	0		0
その他経費計	235,000	0	235,000
管理費計	285,000	0	285,000
経常費用計	3,725,000	400,000	4,125,000
当期経常増減額	-55,000	100,000	45,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	-55,000	100,000	45,000
前期正味財産額	25,000	0	25,000
次期繰越正味財産額	-30,000	100,000	70,000